

第三セクター等の経営に関する調査特別委員会

調 査 報 告 書

平成26年12月19日

秋 田 県 議 会

報告にあたって

秋田県議会は、平成11年6月に行財政改革推進対策特別委員会を設置して以来、県当局とともに行財政改革に取り組んでまいりました。

地方公共団体がその設立に関与する第三セクター等の経営は、北海道夕張市の財政破綻に象徴されるように、地方公共団体の財政に非常に大きな影響を及ぼす可能性があります。

県議会でも、各常任委員会や決算特別委員会等の審査において、たびたび、第三セクター等の経営や県に関与に関して議論が交わされてきており、議会として、その経営実態や課題を調査する必要があるとの判断から、当特別委員会の設置に至りました。

当委員会では、県民負担を増大させないという視点を重視し、経営状況が思わしくなく累積赤字を抱えている法人や「県関与の縮小・廃止」の方針を掲げながら実現に至らない法人を中心に調査を行い、設置以来20回の委員会を開催するとともに、他県の第三セクター鉄道の経営状況や行政改革の先進事例について調査・検討を行うなど、精力的に活動してまいりました。

本報告では、県から多額の貸付や補助を受けている法人に関して、今後の経営方針についての考え方を整理したほか、良好な経営状況にある法人に対する県の関与のあり方、指定管理者制度における指定管理料の運用などについて委員会としての意見を取りまとめております。また、県による第三セクターの指導監督体制についての提言も盛り込んでおります。

県当局におかれましては、各第三セクター等の有する公益的役割に見合った県民負担の範囲内で健全な経営が行われるよう、本報告の提言内容をしっかりと受け止め、第三セクター等の指導監督に取り組まれることを希望します。

また、各常任委員会においても、本報告をもとにさらに議論を深めていただき、第三セクター等の適切な運営に目を光らせていただくことを期待しております。

終わりに、本特別委員会の活動に対し、格別のご配慮を賜りました関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成26年12月19日

第三セクター等の経営に関する調査特別委員長 大 関 衛

目 次

I	委員名簿	1
II	特別委員会設置の経緯	3
III	調査結果と提言	5
1	県による指導監督体制	5
2	県財政のリスクとなり得る法人	8
3	今後の県の関与に関して検討が必要な法人	17
4	指定管理者制度の運用について	20
IV	特別委員会の活動状況	23

I 委員名簿

I 委員名簿

(職名・氏名・所属会派)



委員長 大関 衛
自由民主党



副委員長 土谷 勝悦
新みらい



委員 北林 康司
自由民主党



委員 大里 祐一
自由民主党



委員 小田 美恵子
自由民主党



委員 平山 晴彦
自由民主党



委員 佐藤 雄孝
自由民主党



委員 菅原 広二
自由民主党



委員 宮腰 誠
社会民主党



委員 虹川 信一
民主党



委員 東海林 洋
いぶき

Ⅱ 特別委員会設置の経緯

Ⅱ 特別委員会設置の経緯

1 第三セクター等を取り巻く国及び県の動き

(1) 国の動き

公共性と企業性とを併せ持つ第三セクターは、当然ながら地方公共団体の出資等により設立されている。ただし、地方公共団体の責任は、その出資等の金額を限度とするものではなく、往々にして経営責任の主要な部分を負わざるを得ないのが実態である。例えば、北海道夕張市は、観光振興等の事業を行う第三セクターに対する貸付や損失補償が主な原因となって平成19年に財政破綻した。

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）では、第三セクター等の負債や赤字を含めた地方公共団体の財政の全体像を把握するための指標が導入された。

また、総務省は、第三セクター等の経営状況が将来的に地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼす可能性があることから、財政健全化法が全面施行となった平成21年度からの5年間で、地方公共団体が自らの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革を推進するよう通知した。さらに、抜本的改革を集中的に行うため、平成21年度から平成25年度までの時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる経費に地方債（第三セクター等改革推進債）を充てることができる特例措置を創設した。

なお、総務省は、抜本的改革の集中的推進が全国的に相当の成果をあげたとして、当初の予定どおり平成25年度末をもって一区切りとし、第三セクター等改革推進債の特例措置も終了した。

(2) 本県の動き

本県では、行政改革の一環として第三セクターの合理化等の取組が進められてきた。

法人の統廃合等、整理合理化の取組に関しては、事業・組織形態の見直しをすべき法人について「整理合理化指針」を策定し、その推進を図ってきた。平成23年度からは、「整理合理化指針」に代わり、県の出資割合が25%以上の法人全てについて、指導監督の区分、見直しの方向性並びに今後の経営改善に向けた課題及び具体的取組を定めた「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定している。

また、「秋田県行政改革大綱」（平成11～平成13年度）において、「第三セクターの効率的・機動的運営の推進」として取組が開始された経営評価については、現在は、公認会計士による評価が行われている。

県の人的関与については、県関係役職員の縮減や再就職の透明性確保などに取り組んできた。さらに、責任ある法人経営という観点から、充て職として公益法人及び一般法人の非常勤役員に就任している県職員については、平成29年度を目処に原則廃止することとしている。

なお、本県では、平成21年度から5年間の抜本的改革期間において、県財政に深刻な影響を及ぼすような法人はないとの認識のもと、第三セクター等改革推進債を活用しての法人の整理等が行われなかった。

2 当委員会設置の経緯

前述の県の取組によって、平成11年度に比べ第三セクターの法人数は半減したが、経営評価によれば、毎年度、「一層の努力を要する経営内容」と評価され、一向に経営改善の兆しが見られない法人があり、常任委員会や決算特別委員会でたびたび問題となってきた。

議会として第三セクター等の経営実態や課題を改めて調査するために平成25年第2回定例会12月議会において当委員会が設置され、経営状況が思わしくなく累積赤字を抱える法人や行動計画において「県関与の縮小・廃止」の方針を掲げながら実現に至らない法人を中心に調査を行うこととした。

第三セクター等の経営に関する調査特別委員会の設置目的、付議事件等

1 設置目的

第三セクター等の経営状況及び今後の経営計画等に関して所要の調査活動を行う。

2 付議事件

- (1) 第三セクター等の経営状況に関する事
- (2) 第三セクター等に対する県の関与に関する事
- (3) 第三セクター等の今後の経営計画に関する事
- (4) その他関連事項に関する事

3 委員数

11名

4 設置年月日

平成25年12月20日

Ⅲ 調査結果と提言

Ⅲ 調査結果と提言

当委員会では、累積赤字を抱える法人及び行動計画において示されている「県関与の縮小・廃止」の方針がなかなか達成されない法人の個別調査並びに第三セクター等に関する国の指針、県の行動計画、経営評価等の概括的な調査を行った。

調査結果と併せ、委員会としての提言を以下の4項目にとりまとめ報告する。

1 県による指導監督体制

当委員会では、個別の第三セクター毎の経営状況に関する調査とともに、県の第三セクター等のとりまとめを担当する総務部総務課から全ての第三セクター等の経営概要や経営評価等の聞き取りを行った。

その中で、第三セクター等全体に係る県の指導監督体制について、見直しが必要と考える事項について、次のとおり指摘する。

(1) 県の指導監督体制について

①総務課の権限強化（第三セクター所管課に対する指導的役割の発揮）

経営評価において、毎年度、改善の必要性を指摘されながら、一向に改善の進まない法人が見られる状況にある。これまでのように各第三セクターの所管課を中心とした対応では、経営改善を推進する体制として不十分であると判断せざるを得ない。

そこで、当委員会としては、部局横断的に総務部総務課が権限と責任を持つ体制を構築することを提言する。改善がなかなか進まない法人の所管課に対し、一定の期限を示し、指摘事項の改善を図らせるような同課の権限強化が必要である。

②行動計画の「見直しの方向性」に係る具体的手段とスケジュール（工程表）の提示

総務部で策定している行動計画では、法人毎に指導監督の区分を「統廃合」、「県関与の縮小・廃止」または「県関与の継続」に区分した上で、「見直しの方向性」を定めている。

行動計画では、それぞれの法人の計画期間における取組概要が記載されているが、「見直しの方向性」に示されている状況に至るための具体的な手立てや

期限が記載されておらず、このことが取組がなかなか進まない要因のひとつと考えられる。

現行の第2次行動計画の見直しに当たっては、行動計画に取組の具体的手段や工程表を記載することが必要である。

③第三セクター等の役員に就任している県職員の経営責任

公益法人及び一般法人の役員への県幹部職員のいわゆる充て職就任は、順次、解消していく方針が示されたが、株式会社については必要に応じ、引き続き就任することになる。

今日の第三セクター等の経営状況に鑑みると、経営責任の一端を担う役員として当該法人に対し、厳しい要求をしてきたのか疑問である。

充て職就任者は、県を代表して役員に就任していること及び役員の経営責任を改めて自覚し、法人経営が悪化しないよう、また、県財政への負担を新たに生じさせることのないよう、役員として経営責任を果たしていく必要がある。

(2) 事業環境の変化に応じた県の方針の明確化について

①公益社団法人青少年育成秋田県民会議等

平成26年度経営評価において、「改善措置が必要」な法人とされた公益社団法人青少年育成秋田県民会議は、青少年の健全育成を県民運動として展開するための組織として、その目的や活動の公益性を県が認め、県が出資等を行い、基本財産の運用益で毎年の事業費を賄う経営計画で運営されてきた法人である。

同社団と同様に基本財産の運用益による事業実施を前提に設立された法人がいくつかあるが、現在の金利水準では、運用益でそれぞれの法人に期待される活動に十分な事業費を賄えないのは当然である。

金利水準の低下は、法人の経営努力ではいかんともしがたい構造的な課題であり、それぞれの法人が行う事業の意義が失われていないのであれば、運用益の減少に対し、県としてどのような方針で対応しようとするのかを明確に提示すべきである。

②秋田県土地開発公社

平成18年度以降、8期連続で損失を計上している秋田県土地開発公社は、「公

有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立された特別法人である。

県では、同公社のノウハウを活用しながら用地取得を進めているほか、外部委託による行政の効率化を図っており、同公社は、県の指導・監督の下、平成28年度の収支均衡を目指して経営改善に取り組んでいる。しかしながら、公共用地等の先行取得及び用地取得のあっせん等を業務とする同公社の経営が、公共事業の多寡に大きく影響されるのは当然であり、公共事業の減少という事業環境の変化に対して、自主努力による経営改善では自ずと限界があるものと思われる。

また、業務の柱のひとつである公共用地等の先行取得については、近年の地価動向から、そのメリットは薄れてきている。現に、平成8年に先行取得し、未だ事業着手の見通しが立っていない公共事業用地（316㎡）を保有し続けているが、当該用地の近傍の地価は取得時の価格を大きく下回っている状況にある。当該用地の取得に要した費用は、県が無利子で貸し付けているが、その一方で、過去の利益による内部留保（準備金）等の運用として国債を購入している。

県は、公共事業の減少や地価の下落といった事業環境の変化に対し、経費縮減と受託業務量の確保による収支均衡を目指す同公社の経営改善計画を指導・監督するだけでなく、公共事業用地の先行取得に伴う資産の長期保有や資産運用の実態等も踏まえながら、土地開発公社の存在意義を含めて根本から見直し、事業環境の変化に応じた対応方針を検討していく必要がある。

（3）財務基盤の強化に向けた試み（法人の活動に対する理解の促進と収入の確保）

事業の効率化や組織体制の合理化を行った上でなお、財務状況の厳しい公益法人や一般法人にとって、財務基盤の強化を図るためには、新たな会員の確保や寄付の獲得が必要である場合が多い。

ところが、当該法人の活動の目的や内容を理解してもらうための広報が十分行われていないため、新規会員や寄付が得られにくい状況にある。

県は、これらの法人の活動を県の広報媒体を活用してPRするなど、県民が各法人の活動に関心をもてるような取組を行うべきである。

また、これらの法人に寄付する場合には、所得税の寄附金控除の対象となるケースがあることなども積極的にPRすべきである。

2 県財政のリスクとなり得る法人

(1) 公益財団法人秋田県林業公社

①概要

1) 事業概要

公益財団法人秋田県林業公社は、県内唯一の森林整備法人として昭和41年4月1日に基本財産全額を秋田県の出捐により設立され、自力造林が困難な森林所有者に代わり分収方式による森林造成を推進してきた。

林業公社が分収契約を締結している森林面積は27,895haで、県内の民有秋田スギ人工林の約1割を占めている。

昭和41年度に始まった林業公社による森林造成は、木材需要の低迷等の影響から、平成15年度からは新たな植林を止めている。現在は、長伐期化（契約期間の延長）と人工林整理伐跡地の天然更新による針広混交林化を進める方針への転換を図っており、平成95年度には全ての分収契約が終了することとなっている。

2) 借入金の状況

分収林事業*は80年という超長期の事業期間となることから、主伐面積が100ha超となる収穫の本格化は平成53年以降と、まだまだ先のこととなっている。したがって、現時点では植林と保育に係るこれまでのコストが積み上がっている状態であり、その借入元金残高は、日本政策金融公庫分で約115億円、県林業開発資金分で約243億円に上っている。

多額の借入金の金利負担が経営を圧迫していたことから、県は林業公社の経営改善策の一環として、平成19年度以降、県林業開発資金の貸付利率を無利子とした。林業公社は、この無利子資金を活用することで、日本政策金融公庫からの借入を平成22年度以降行っていない。県による無利子貸付に係る収支改善効果は、平成95年度までの経営期間トータルで約341億円である。

なお、林業公社に対する無利子貸付については利子相当額の一部に対して特別交付税が措置されている。

前述のように本格的な収穫期がまだ先であるため、平成25年度末の債務残高は、元金で約358億円、将来の利子負担を含めると約446億円に上っているが、既に新たな植林は行っておらず、間伐収入の増加などもあることから、債務残高の増加率は鈍化してきており、平成24年度に作成した第9次長期経営計画に

よれば、平成35年度の約372億円をピークに債務残高は減少に転じ、平成75年度には債務を全て償還できる見通しとなっている。

分収林事業* …… 土地所有者と林業公社が契約を結び、林業公社が費用を負担して造林・保育したのち伐採して、その収益を分け合う事業。収益の配分割合を分収割合とよぶ。

3) 長期収支見通し

昭和41年度から平成95年度までの全経営期間トータルの長期収支は、第9次長期経営計画における試算で71億円余の黒字となっている。ただし、間伐に係る国の補助制度など現行制度を前提とした試算であり、補助制度の変更や木材価格の動向によって長期収支は影響を受けることとなる。

長期収支については、平成15年度に作成した第7次長期経営計画において、木材価格の大幅な下落に伴い約387億円の赤字と試算されていた。その後、前述の県林業開発資金の無利子化のほか、長伐期化や分収割合の変更（6（林業公社）：4（土地所有者）→7：3）など経営改善の取組を推進することにより、現行の第9次長期経営計画では71億円余の黒字となっている。

なお、長伐期化と分収割合の変更に係る達成率は、平成26年3月末現在、それぞれ83%と79%であるが、長期収支は、両方とも目標達成率100%で試算されている。

②林業公社の存廃に係る当委員会の意見

1) 分収林事業の必要性

林業公社が分収契約により管理している森林の面積は、県内の私有秋田スギ人工林の約1割を占めており、経済林としての価値のみでなく、森林の多面的機能を発揮していくためにも今後とも適切に管理していくことが必要である。林業公社が自力造林が困難な森林所有者に代わって森林造成するために設立された法人であることを考えると、土地所有者による森林の管理・経営は、難しいものと思われる。

したがって、仮に林業公社を廃止する場合は、林業公社に代わって県が分収林事業を継続すべきである。

2) 長期収支の不確実性

長期収支見通しでは黒字を確保している林業公社であるが、様々な前提のもとでの試算であり、今後約70年間という超長期の経営期間において計画どおり黒字を確保できるかは不透明と言わざるを得ない。

【分収林事業における主なリスク】

- ・ 木材価格の下落
- ・ 長伐期化、分収割合の変更に係る目標の未達成
- ・ 国の補助制度の変更（間伐に係る補助の減少）

しかしながら、これらのリスクは、林業公社による経営に係るリスクというよりも、事業期間が超長期に及ぶ分収林事業そのものに内在するリスクであり、仮に林業公社を廃止し、県が事業主体になったとしても、これらのリスクが解消されるわけではない。

3) 事業主体による収支上のメリット

分収林事業を継続する上で林業公社を存続するメリットのひとつとして、林業公社に対する県の無利子貸付に係る特別交付税措置がある。特別交付税措置が将来にわたって継続されるかどうかは確約されたものではないが、現行の仕組みを前提とすれば、平成27年度以降に当該措置により受け取れる特別交付税の額は約67億円である。

一方、林業公社を解散し、県が事業主体となった場合の経営上の主なメリットは、日本政策金融公庫からの高金利債務を解消できることが挙げられ、その効果は約23億円である。

ただし、林業公社を解散する場合は、日本政策金融公庫からの借入金について、損失補償契約に基づき県が一括して償還しなければならない。既に第三セクター等改革推進債の活用はできなくなっており、別の手立てにより110億円を超える財源の手当が必要となる。

4) 当委員会の判断

現状の長期収支見通し及び特別交付税措置を前提とすれば、引き続き林業公社に分収林事業を担わせることに問題はないように思われるかも知れない。

しかしながら、前述のように、長期収支見通しは様々な前提の下での試算で

あり、その達成は確実なものとは言い難い。

また、特別交付税措置については、既に地方交付税全体に占める特別交付税の割合を段階的に引き下げることが決まっており、林業公社に対する県の無利子貸付に係る特別交付税措置が将来的に存置されるかは不透明である。

したがって、単純に「長期収支も黒字であり、特別交付税措置があるため県財政を含めたトータルの事業収支でも林業公社を存続させた方が有利である」と結論づけることはできない。

また、分収林事業のトータル収支を考える上では、金利負担の軽減を図る方策を模索する必要がある、日本政策金融公庫からの高金利債務の解消を図るために林業公社を解散することを、ひとつの方策として意識しておくことが必要である。

しかしながら、分収林事業の継続は必要との前提に立ったとき、林業公社を廃止した場合に、直ちに県がそれに代わって事業を継続できるかという点、分収林の状況確認や管理、分収契約の変更等に関するノウハウや人的体制の面で難しいというのが実態である。

したがって、当委員会としては、分収林事業の収支改善に確実に効果のある i 高金利債務の解消に向けた協議 を日本政策金融公庫と行うこととともに、高金利債務解消の見込みや特別交付税措置の動向に応じて、林業公社の解散を選択できるよう、ii 県が分収林事業の事業主体となることへの備え をしておくべきと考える。

また、木材価格の動向や国の制度変更の影響を把握するため、iii 毎年度の長期収支見通しの公表 と林業公社の経営と分収林事業の実態に係る iv 県民の理解促進のための情報発信 を併せて提言する。

i 高金利債務の解消に向けた協議

当面、林業公社を存続させることで日本政策金融公庫からの借入については約定どおり償還していくこととなるが、有利子債務、特に平成4年以前に借入れした高金利債務は経営の大きな負担となっている。

したがって、同様の借入のある他県等と連携して、繰上償還等金利負担の軽減に向けた協議を粘り強く、かつ、期限を設けるなど強力に続けること。

ii 県が分収林事業の事業主体となることへの備え

今後の特別交付税措置の動向等によっては、林業公社を廃止することが適当

と判断されることになるが、その時に県が分収林事業の事業主体となることを選択できるよう備えておくことが必要である。

そのため、県が事業主体となった場合の管理・事業体制の検討を進め、移行に際しての技術的な課題や執行体制に関する課題などを洗い出し、その対応策を検討し、来年度末までに報告書にまとめること。

iii 毎年度の長期収支見通しの公表

林業公社の長期収支見通しは、様々な前提条件のもとに試算されたものであり、木材価格の動向や国の制度変更により乖離が生じてくる。現在は5年毎の長期経営計画策定時に長期収支見通しを公表しているが、特別交付税措置及び間伐に係る補助等の国の制度変更の有無の確認の意味も含めて、今後は毎年度長期収支見通しを公表し、前年度からの増減がある場合は、その理由を明らかにすること。

iv 県民の理解促進のための情報発信

林業公社の経営に関しては、多額の借入金ばかりが注目され、林業公社を存続することで累積債務が際限なく増大していくのではないかという誤解があるように思われるが、既に新たな植林は行っておらず、借入金残高がこれまでのようなペースで増嵩し続けるという状況にはない。問題はむしろ、これまでの借入により投資してきた森林が、投資額に見合った市場価値のある木材に生育していくかということである。

よって、林業公社の経営及び分収林事業の実態を県民に正しく理解してもらうため、毎年度の収支状況だけでなく、長期収支の見通しや借入金残高の推移、森林の生育状況などに関する情報を県民にわかりやすく発信すること。

(2) 秋田内陸縦貫鉄道株式会社

①概要

1) 経営概要

秋田内陸縦貫鉄道株式会社（以下「内陸縦貫(株)」という。）は、国鉄再建法により第1次特定地方交通線に指定された角館線（角館－松葉、19.2km）と第2次特定地方交通線に指定された阿仁合線（鷹巣－比立内、46.1km）の2路線を引き継ぎ、昭和61年11月に営業運転を開始した。その後、比立内－松葉間が開通し、平成元年4月に全線営業を開始した。

秋田内陸線（以下「内陸線」という。）は、北秋田市鷹巣と仙北市角館を結ぶ県の内陸を縦断する94.2kmという第三セクター鉄道では全国屈指の長大路線で、並行する国道はあるがバス路線は存在しないため、唯一の公共交通機関となっている。内陸線の利用促進として観光振興を図っているが、執行部では内陸線の基本的役割は生活路線であるとしている。

輸送人員は、全線開通した平成元年の1,078,507人をピークに、減少傾向が続き、平成25年度は337,374人となっている。経常損益は、開業当初より赤字となり、その損失額は平成10年度に2億円を超え、平成12年度には過去最大の約3億4千3百万円の損失額を計上した。その後、幾分収支の改善が図られ、一層の経営合理化が進んだ平成24年度以降は、2億円を切る損失額となっている。

2) 四者合意の概要

平成20年9月に県・北秋田市・仙北市が内陸線の当面の存続で合意（いわゆる「三者合意」）し、平成22年2月には県・北秋田市・仙北市・内陸縦貫(株)が経常損失補填、収支改善、鉄道施設等の大規模改修など内陸線の持続的運行について、新たに合意（いわゆる「四者合意」）した。

◆四者合意の概要

①経営目標

年間の経常損失額2億円以内にすることを目標とし、平成24年度までに経常損失額2億円以内を達成できない場合は、経営の抜本的見直しを行う。

②基本的な役割分担

内陸縦貫（株）：収支改善及び鉄道の安全運行の確保

北秋田市・仙北市：運営費補助及び住民利用・観光利用の促進

秋 田 県：鉄道施設の大規模改修、両市の財政支援、広域観光の推進

③内陸縦貫（株）への運営費補助

平成24年度まで：県（1億円）＋2市（1億円）＋県基金（不足時）

平成25年度以降：県（5千万円）＋2市（1億5千万円）

3) 鉄道施設の維持更新に係る投資

第三セクター鉄道としては全国屈指の路線延長を有する内陸線は、鉄道施設の維持更新にも多額の費用を要する。既に整備計画のある平成26年度から平成29年度までの4カ年度だけでも合計約11億円（うち県負担は約6億3千万円）の費用が必要となる見込みである。この整備計画には車両の更新は含まれていないが、車両の老朽化による修繕費用の増大は経営の圧迫要因でもあり、安全運行確保のために必要な車両の更新も行うとなると費用は更に膨らむこととなる。

四者合意による役割分担で鉄道施設の大規模改修は県の役割となっているが、鉄道施設の維持補修に係る予算の一部に充てている秋田内陸縦貫鉄道運営助成基金の平成25年度末の残高は、約13億2千万円となっており、近年は毎年度1億円～1.3億円ずつ取り崩している。

②内陸線の存廃に係る当委員会の意見

1) 公費負担継続の適否

内陸線の存続には、運行に係る経常損失の補填及び安全対策など鉄道施設・設備への投資が必要となり、運行を継続するほど公費負担が膨らんでいく。

元々、不採算路線として引き継いだ路線であり、一定の公費負担はやむを得ないとする考え方もあるが、赤字額の規模及び長大路線であるため多額とならざるを得ない安全確保等に要する投資額を考えると、現状の経営状況のままでは路線を維持していくことは難しく、存続に向けた正念場を迎えている。

2) 沿線住民の意向

当委員会では、数回にわたり執行部からの聞き取り及び内陸縦貫(株)社長との意見交換を重ねてきたが、沿線住民の路線維持を願う熱意を納得できるかたちで確かめることはできなかった。

内陸線の意義を地域交通の確保とするならば、沿線住民の意向や利用実態が存続の前提となるものとする。

3) 当委員会の判断

路線存続に対する地域の熱意が利用者数の増等となって具現化し、収支改善といった具体的な成果につながらなければ、単に「生活の足として必要」といった抽象的な理由で多額の公費投入を継続することには県民の理解が得られないものとする。

したがって、今後数年間を地元の熱意を見極める期間とし、その間に輸送人員の増加や鉄道収入の増といった具体的な成果を確認できないとすれば、路線の廃止及び代替輸送手段の検討を本格的に開始すべきである。

地元の熱意により経営改善が図られるよう、次のとおり提言する。

i 地域住民の意向確認

内陸線の担う役割に鑑み、今後の存続方針を検討するためにも、地域住民の意向を確認する必要がある。確認に当たっては、存続に賛成か反対かといった総論的な設問だけでなく、日頃の乗車頻度及び乗車区間並びに今後の乗車意向など、具体的な地域住民の利用実態及び意向を把握できる設問で調査する必要がある。

ii 乗車運動の展開

地域の利用が内陸線の存続を左右することを改めて周知し、乗車への機運を醸成し、内陸縦貫(株)による営業活動や秋田内陸活性化本部の乗車促進活動のみならず、地域が主体的に乗車運動に取り組み、実績をあげる必要がある。

iii 沿線住民の要望等の具体化

生活路線として通勤・通学の利便性に配慮することはもちろん、新幹線との接続を考慮するなど、利用者の要望を踏まえたダイヤ編成とすることが望まれる。また、奥羽本線や五能線への乗り入れ実現について真摯に検討し、具体化

に向けた取組を行うことが必要である。

さらに、以前から要望のある自転車の車両持ち込みなどについても、実現に向け、前向きに検討する必要がある。

県及び内陸縦貫鉄道(株)は、沿線住民の要望を、利用促進を図るためのアドバイスと受け止め、内陸線の求心力を高めるためにも、その実現について真摯に検討すべきである。

iv 寄付の拡充

これまでも中吊り広告やワンデーオーナー号の運行など特典付き寄付を募る取組を行っているが、これまで以上に、地域住民が内陸線の経営を支えていくという意識を持ってもらい、他のローカル鉄道の取組を参考に枕木オーナー制度を実施するなど、寄付による資金調達の拡充を検討すべきである。例えば、車両更新について財源の目処がたっていないが、目標金額を定め地域住民からの寄付を募るとともに、沿線自治体はふるさと納税制度を活用し、その取組を補うことなどを検討すべきである。

v 公費による支援のあり方

現在は、内陸縦貫(株)に対して、損失の一定額までを公費で補填しているが、本来の鉄道収入を増加させるため、利用者負担の軽減や乗車運動のてこ入れ等の利用促進に投資する考え方を取り入れ、これまでの助成額の範囲内で、内陸縦貫(株)に対する損失補填から利用者に対する運賃助成にシフトすることの検討をすべきである。

なお、運賃助成は赤字補填に比べ、制度設計が複雑になり、事務コストも掛かり増しになるため、四者合意により利用促進の役割を担っている沿線2市と協議が必要である。

3 今後の県の関与に関して検討が必要な法人

(1) 秋田空港ターミナルビル株式会社

①概要

秋田空港ターミナルビル株式会社は、秋田空港ターミナルビルの所有賃貸、運営管理等を目的に昭和53年11月10日に設立され、昭和56年6月26日の空港開港とともに本格営業を開始した。資本金は7億5千万円で、県の出資金額は2億5千万円である。

航空会社、レストランなどのテナントが入居するターミナルビル及び付帯施設の不動産事業並びに売店、レストランの直営事業を主な業務としており、平成25年度の売上高13億8千万円のうち、不動産事業収入が6億3千万円、直営事業収入が6億8千万円、その他付帯事業収入が7千万円となっている。

過去5年の収益状況は下表のとおりである。ターミナルビル2階の大規模改修を行った昨年度は利益が8千3百万円となっているものの、それ以前は毎年度1億2千万円を超える利益を上げている。

(単位：千円)

決算期	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
当期損益	124,786	123,087	122,393	127,433	83,189

貸借対照表をみると、利益剰余金は22億円を超えており、自己資本比率が91%となっている。また、借入金がなく、流動比率が500%を超えているなど、極めて健全性の高い財務状況となっている。

利益処分に関しては、昨年度は1株（額面1万円）当たり500円の配当を行っており、県では1,250万円の配当を受けている。

②県の関与に関する当委員会の意見

収益状況は良好で、財務基盤も非常に安定している同社ではあるが、行動計画では、指導監督の区分が、「県関与の縮小・廃止」ではなく、「県関与の継続」とされている。本県における空の玄関口としての役割に公共性を見出した上での判断と思われ、その方針に異を唱えるものではない。

ただし、県関与を継続するのであれば、利益剰余金の目的や用途について無関心であることは許されず、利益の処分や経費の負担について、もっと県の意向を

示すべきである。例えば、就航路線の増便、新規路線の開設は、県民の利便性向上、交流人口の拡大といった県の施策上重要な取組であるが、空港利用者の増加は同社の経営に好影響を与えるものであり、そうした取組に同社も積極的に関与することを求めるべきである。

また、県内の観光情報の発信などの機能を遺憾なく発揮するため、広告看板等のスペースは、料金設定を低廉にしてでも有効に活用してもらうべきである。

さらには、同社から県への配当について、同じ地方交通を支える第三セクター法人への助成の財源とすることも検討されたい。

(2) 株式会社秋田県分析化学センター

①概要

株式会社秋田県分析化学センターは、県の公害分析調査を補完する機関として、県、秋田県市長会等の出捐により昭和47年6月1日に設立された財団法人秋田県分析化学センターが前身で、同財団の収益事業割合が基準以上であったことから、法人転換し、平成13年4月2日に株式会社として発足したものである。

財団法人の清算に当たり、財団法人が保有していた株式(9,000株)は、取引関係のあった県外企業2社が一部(660株)を取得したが、残りは引き受け手がなかったため県に寄付された。県は、平成18年3月に「秋田県分析化学センター従業員持株会」に120株を売却したものの、依然として9割以上の株式を保有している。

同社の主な事業は、水質、大気、土壌、騒音・振動、臭気等の調査測定及び分析、食品の分析検査等で、放射能汚染関連業務やPM2.5測定業務などにより近年は売上高が増加傾向にあるが、同社と同様に環境計量業務を行う企業等が、同社を含め県内に8社あり、受注競争は激化している。

過去5年の収益状況は下表のとおりであり、年度によって増減はあるものの一貫して利益を計上している。

(単位：千円)

決算期	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
当期損益	19,998	3,769	13,151	13,988	31,036

財務状況は、秋田空港ターミナルビル株式会社と同様、借入金がなく、自己資本比率(78%)、流動比率(327%)ともに高くなっている。

利益処分に関しては、平成24年度決算から配当を出しており、県では、平成24年度に1,233千円（1株（額面5万円）当たり150円）、平成25年度は1,479千円（同180円）の配当を受けている。

②県の関与に関する当委員会の意見

前身の財団法人秋田県分析化学センターは、高度経済成長期に公害が大きな社会問題となり、公害に係る分析業務が急増したことに伴い、それを補完する必要から設立されたものであるが、現在は県内に同業他社が存在することから補完的任務は解消されている状況にある。

同業他社との公平な競争環境を確保するためにも、県の資本参加は解消すべきであり、行動計画にあるとおり、県保有株式の処分を進めるよう提言する。

第1次行動計画の期間（平成23年度～平成25年度）では、株式の処分に関しては具体的な進展が図られていないが、配当が開始されたことで株式保有に係るメリットが生じており、そうした点をアピールしながら、取引企業や従業員持株会等への売却を推進すべきである。

4 指定管理者制度の運用について

(1) 調査法人の概要

公の施設の管理主体については、かつては地方公共団体の出資法人等に限定されていたが、平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度が創設され、民間事業者も管理が行えることとなった。

こうした法改正等を踏まえ、県では公の施設の指定管理業務を主な事業としている第三セクターについては、行動計画において指導監督の区分を基本的に「県関与の縮小・廃止」としている。

当委員会では、累積赤字を抱える法人と行動計画において「県関与の縮小・廃止」の方針が示されている法人を中心に調査を行ったが、所管部局から個別に経営内容等について説明を聞いた法人のうち、次の4法人は公の施設の指定管理業務を行う法人であった。

①田沢湖高原リフト株式会社

田沢湖スキー場、田沢湖スポーツセンター及び玉川園地駐車場の指定管理業務を行っている同社は、平成26年5月末現在で1億2千万円余の累積赤字を抱え、県が行う経営評価でも、JR保有株式の譲渡に伴う県出資割合の上昇により評価対象となった平成14年度（平成13年度決算）以来、毎年度、「一層の努力を要する経営内容」と評価されてきた（評価の区分が3段階となった平成26年度の評価は「B 改善の余地あり」）。

田沢湖スキー場の指定管理業務については、県からの指定管理料の支払いのない完全利用料金制であるが、田沢湖スポーツセンター及び玉川園地駐車場の指定管理業務については、利用料金とともに、県からの指定管理料を収入とする利用料金併用制で管理運営を行っている。

過去5年間の収益状況は下表のとおりであるが、収益の構造としては、完全利用料金制の田沢湖スキー場指定管理業務の赤字分を利用料金併用制の田沢湖スポーツセンター指定管理業務の黒字で補う形となっている。

(単位：千円)

決算期	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
当期損益	5,370	△5,022	1,191	△9,462	1,014

②株式会社男鹿水族館

男鹿水族館の指定管理業務及び自主事業として売店、レストランの運営を行っている同社は、平成26年3月末現在の剰余金が1億円余で、無借金経営を継続するなど経営状況は良好である。

過去5年間の収益状況は下表のとおりであり、平成24年度は爆弾低気圧により施設設備に被害が発生したことなどから赤字となっているものの、その他の年度は黒字を計上している。

(単位：千円)

決算期	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
当期損益	9,778	3,968	8,719	△6,504	5,567

男鹿水族館の指定管理業務については、利用料金併用制を採っており、利用料金とは別に、平成25年度で6千万円弱の指定管理料を県が支払っている。

なお、同社は、投資有価証券（北東北みらい債）を5百万円保有している。

③株式会社秋田ふるさと村

秋田県ふるさと村の指定管理業務を主な業務とする同社は、平成11年度末に最大で1億6千万円余あった累積損失を平成21年度に解消し、平成26年3月末現在の利益剰余金が6千4百万円余となっている。

過去5年間の収益状況は下表のとおりであり、近年は当期利益が減少傾向にある。

(単位：千円)

決算期	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
当期損益	32,122	20,938	21,147	15,595	5,297

秋田県ふるさと村の指定管理業務については、利用料金併用制を採っており、利用料金とは別に、平成25年度で1億6千万円余の指定管理料を県が支払っている。また、秋田県ふるさと村敷地内にある県立近代美術館の管理運営業務も受託しているが、こちらも入館料等を自己の収入とするとともに県から6千万円余（平成25年度）の委託料が支払われている。

なお、同社も株式会社男鹿水族館と同様に、投資有価証券（北東北みらい債）を保有しており、その額は1億円である。

④株式会社マリーナ秋田

県内3箇所（秋田、本荘、男鹿）のマリーナの指定管理業務及び船舶用燃料

の販売等の自主事業を行っている同社の収益状況は下表のとおりであり、平成21年度以降、赤字が続いている。

(単位：千円)

決算期	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
当期損益	△2,989	△5,885	△530	△2,986	△3,883

剰余金も平成26年3月末現在で560万円余まで減少しており、このままの収益状況では数年で繰越欠損に転じる可能性が高い。

マリーナ施設の指定管理業務については、平成22年度から完全利用料金制へ移行しており、マリーナの利用艇数の増加が収益改善の鍵となる。ちなみに、秋田港港湾区域内における小型船舶の係留を目的とした占用許可申請に対し県が不許可とした処分について現在係争中であるが、当該裁判の結果によっては、利用艇数の増加に結び付く可能性がある。

(2) 当委員会の意見

公の施設の指定管理業務を主な業務とする第三セクターにとっては、県からの指定管理料の有無は収益に大きな影響を及ぼすものである。

上記4法人についてみると、利用者からの料金収入のほかに指定管理料を得て施設の管理運営をしている株式会社男鹿水族館と株式会社秋田ふるさと村は、経営状況が良好であり、資産運用（投資有価証券の保有）も行っている。資金をどのように運用するかは当該法人の経営裁量であるが、指定管理料の水準が適正なのかという疑問を県民が抱くことも考えられる。

一方、完全利用料金制で施設の管理運営をしている田沢湖高原リフト株式会社（田沢湖スキー場のみ）と株式会社マリーナ秋田は、赤字経営が続いている。両社については、行動計画において、県有株式の売却による「県関与の縮小・廃止」の方針が示されているが、現状の経営状況で株式の引き受け手を探すのは難しいのではないかと思われる。

利用者からの料金収入がある施設の指定管理業務について、どのような場合に指定管理料を支払うのか、指定管理料を支払う場合の金額はどのように決定すべきなのか整理が必要である。もちろん、単純に黒字の場合は指定管理料を減らし、赤字の場合は指定管理料を増やす（支払う）べきとするものではないが、利用料金等の設定における政策的配慮の有無や指定管理者の裁量の程度、施設の性格（商業的施設か公益的施設か）などを考慮した上で、指定管理料の負担のあり方について検討すべきである。

IV 特別委員会の活動状況

IV 特別委員会の活動状況



第 1 回

期 日 平成25年12月20日（金）

- 会議案件
- 1 委員会席順の決定
 - 2 調査内容について

第 2 回

期 日 平成26年 1 月15日（水）

- 会議案件
- 1 第三セクター等の概要について

- 主な質疑
- ・各法人の会計手法について
 - ・各法人の経営方針に係る県の関与度合いについて
 - ・第三セクターへの県職員OBの再就職について

第 3 回

期 日 平成26年 1 月30日（木）

- 会議案件
- 1 第三セクター等の抜本的改革関係通知への対応状況等について
 - 2 秋田県林業公社の概要について

- 主な質疑
- ・総務省通知に関する本県の対応について
 - ・第三セクター設立時の損益見通しについて
 - ・林業公社の赤字の要因について
 - ・林業公社のこれまでの合理化の取組について
 - ・日本政策金融公庫の繰上償還について
 - ・県営林化した場合の問題点について

第 4 回**期 日** 平成26年 2 月12日 (水)**会議案件**
1 第三セクター等への損失補償の状況について
2 秋田内陸縦貫鉄道株式会社の決算見込みについて
3 秋田県林業公社について**主な質疑**
・内陸線に関する 4 者合意について
・(内陸線)減価償却の内訳について
・(林業公社)県民負担に関する情報発信について**第 5 回****期 日** 平成26年 2 月20日 (木)**会議案件**
1 秋田内陸縦貫鉄道株式会社について
2 由利高原鉄道株式会社について**主な質疑**
・内陸線の乗車促進の取組について
・内陸線、由利鉄ともに観光資源としての魅力について
・秋田内陸縦貫鉄道運営助成基金の今後の運用について
・(内陸線)駅と住宅のアクセス対策について
・(内陸線)社員の意識改革について**第 6 回****期 日** 平成26年 2 月28日 (金)**会議案件**
1 第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画案について**主な質疑**
・県職員の第三セクターの役員就任について
・設立時と現在の第三セクターの果たす役割について
・当委員会の提言と行動計画の関係について**第 7 回****期 日** 平成26年 3 月12日 (水)**会議案件**
1 前回委員会での指摘等について
2 秋田内陸縦貫鉄道株式会社について
3 田沢湖高原リフト株式会社について**主な質疑**
・行動計画による県の充て職就任の引き上げについて
・秋田県総合公社の市町村出捐金について
・(内陸線)熊牧場の活用、枕木オーナー制度について

- ・(内陸線)路線のセカンドネームについて
- ・(内陸線)沿線住民の考えについて
- ・(スキー場)指定管理料の支出について
- ・(スキー場)エリアの設定について
- ・(スキー場)田沢湖駅からのアクセスについて

県内調査

期 日 平成26年4月10日(木)

調査案件 1 秋田内陸縦貫鉄道株式会社について

- ・阿仁前田～阿仁合間車両乗車
- ・車両整備の現地調査
- ・経営陣との意見交換

主な質疑

- ・重点経営方針について
- ・観光誘客の取組状況について
- ・車両整備に係る費用について
- ・車両更新の必要性について

第8回

期 日 平成26年4月17日(木)

会議案件 1 株式会社男鹿水族館について
2 株式会社秋田ふるさと村について

主な質疑

- ・資産運用について
- ・指定管理料の支給のあり方について
- ・男鹿水族館の教育利用について
- ・指定管理者公募に関する包括外部監査人の意見について
- ・ふるさと村の未利用重要物品について
- ・ふるさと村と近代美術館の連携について

第9回

期 日 平成26年5月1日(木)

会議案件 1 株式会社マリーナ秋田について

主な質疑

- ・係争中の事件について
- ・各マリーナの現在の受け入れ可能隻数について
- ・マリーナと観光との連携について
- ・船舶レジャーの動向について
- ・役員の勤務形態について
- ・料金設定の根拠について

第10回**期 日** 平成26年6月9日（月）**会議案件**
1 株式会社マリーナ秋田について
2 秋田県林業公社について**主な質疑**

- ・ (マリーナ)受入目標隻数について
- ・ (マリーナ)津波発生時の被害予測について
- ・ 林業公社のあり方検討委員会の委員の選任方法と会議での状況について
- ・ 上記検討委員会のオブザーバー参加者と会議での状況について

第11回**期 日** 平成26年6月16日（月）**会議案件**
1 秋田内陸縦貫鉄道株式会社の平成26年度事業計画について**主な質疑**

- ・ 輸送人員目標達成のための具体的取組について
- ・ 内陸線の観光路線化について
- ・ 沿線住民の利用促進について
- ・ 内陸線の教育利用について

第12回**期 日** 平成26年7月2日（水）**会議案件**
1 当委員会で審査した法人に関する委員間協議**県内調査****期 日** 平成26年7月11日（金）**調査案件**
1 秋田内陸縦貫鉄道の運営方針（佐々木代表取締役社長との意見交換）について**主な質疑**

- ・ 観光客の誘客策について
- ・ 学校教育との連携について
- ・ 車両更新の必要性について
- ・ 地元住民の利用促進策について
- ・ 沿線自治体との連携について

県外調査**期 日** 平成26年7月23日（水）～25日（金）

- 調査案件**
- 1 宮城県公社等外郭団体改革計画について
 - 2 仙台空港の民営化について
 - 3 山形鉄道株式会社について
 - ・ 運転所の現地調査
 - ・ 意見交換
 - 4 阿武隈急行株式会社について
 - ・ 意見交換

- 主な質疑**
- ・ (宮城県改革計画)住宅公社及び林業公社の存続について
 - ・ (宮城県改革計画)計画の推進体制について
 - ・ (仙台空港)募集の応募状況について
 - ・ (仙台空港)安全保障の面での検討について
 - ・ (仙台空港)民営化後の利用目標について
 - ・ (山形鉄道)人員削減の効果について
 - ・ (山形鉄道)施設修繕費用の見通しについて
 - ・ (山形鉄道)観光路線化について
 - ・ (阿武隈急行)JRとのダイヤ連携について
 - ・ (阿武隈急行)行政からの補助について
 - ・ (阿武隈急行)学校教育の利用状況について

第13回**期 日** 平成26年8月21日（木）

- 会議案件**
- 1 第三セクター等に係る国の新たな指針について
 - 2 林業公社のあり方検討委員会について

- 主な質疑**
- ・ 国の新たな指針を受けての県の対応について
 - ・ 国の新たな指針の内容について
 - ・ 林業公社のあり方検討委員会の報告時期について
 - ・ 林業公社のあり方検討委員会の検討経緯について
 - ・ 林業公社の今後の経営形態ごとの長期収支試算について

第14回**期 日** 平成26年9月9日（火）

- 会議案件**
- 1 第三セクターの平成26年度経営評価について

- 主な質疑**
- ・ 評価の視点について
 - ・ 低金利時代における法人運営についての県の考えについて
 - ・ 県の指導監督体制について

第15回	期 日	平成26年9月25日（木）
	会議案件	<ol style="list-style-type: none"> 1 秋田空港ターミナルビル株式会社について 2 株式会社秋田県分析化学センターについて
	主な質疑	<ul style="list-style-type: none"> ・(ターミナルビル)全国の空港民営化の動向について ・(ターミナルビル)利益剰余金の使途について ・(ターミナルビル)路線維持等への参画について ・(分析化学)県保有株の売却見通しについて ・(分析化学)他社との業務提携について
第16回	期 日	平成26年10月16日（木）
	会議案件	<ol style="list-style-type: none"> 1 秋田空港ターミナルビル株式会社の利益剰余金について 2 公益財団法人秋田県林業公社に関する委員間協議 3 秋田内陸縦貫鉄道株式会社に関する委員間協議
	主な質疑	<ul style="list-style-type: none"> ・(ターミナルビル)県の経営への関与について ・(ターミナルビル)配当など利益の使途について
第17回	期 日	平成26年10月27日（月）
	会議案件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益財団法人秋田県林業公社に関する委員間協議 2 秋田内陸縦貫鉄道株式会社に関する委員間協議 3 報告書の骨子案に関する委員間協議
第18回	期 日	平成26年11月6日（木）
	会議案件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益財団法人秋田県林業公社に係る報告書原案についての委員間協議 2 秋田内陸縦貫鉄道株式会社に係る報告書原案についての委員間協議
第19回	期 日	平成26年11月20日（木）
	会議案件	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査報告書案に関する委員間協議

第20回

期 日 平成26年11月27日（木）

会議案件 1 秋田県土地開発公社について
2 秋田県土地開発公社に関する委員間協議

主な質疑 ・平成28年度の収支均衡の見通しについて
・借入金の借入先と利率について
・準備金の積み立て財源について

第21回

期 日 平成26年12月15日（月）

会議案件 1 調査報告書案に関する委員間協議